

# つくし だより

2011年10月号

NO. 256

〒156-0056 世田谷区八幡山3-33-1 林マンション202

TEL/FAX 03-3304-1108

東京都精神障害者家族会連合会

(通称 東京つくし会) 2011. 10. 15

## 家族会は社会の資源

都連会長 野村忠良

最近「家族」支援がようやく行政に理解され、家族同士の交流の場のために助成金が付くようになりました。

しかし「家族会」の支援に関しては、理解がまだまだ遅れています。家族会が安定して運営されるようになるには、拠点と人件費の助成が必要です。拠点に関しては地域の精神障害者支援事業所や精神科医療機関内に置かれているほかは、会長の自宅に置かれている例が多く見られます。

家族会は、自分たちだけの救済を求めて要望活動をしているように見られがちですが、そうではなく、自分たちが人より先に味わった苦い経験をもとに、これから国民全てが被る可能性のある精神疾患による苦しみをできる限り減らすための活動を、自分を超えてしているのです。

家族会は行政内の精神科医療や障害者施策に関する審議会や協議会に委員を出すよう求められ、応じています。全国精神保健福祉会連合会では全国からの家族や関係者の相談を受ける窓口を設け、地域や精神科医療機関のなかの家族会でも精神障害に関する家族の相談を受けています。家族会は、社会の安定や発展のために、精神障害のいちばん困難な問題に取り組みながら貢献しています。

そのような活動をしている家族会の会員は、寄る辺のない患者を孤立して支えながら活動しているので心理的にも経済的にも体力的にも時間的にも余裕はなく、それでも奇抜な役員は使命感から必死で無い力を振り絞って活動を続けています。

しかし近年、家族会では活動の具体的目的が見失われ衰退が目立つようになりました。長年の作業所作りの役割を終え、今度はひきこもりや暴力、親亡き後等の深刻な問題で苦しんでいます。家族会の活動だけではすぐには解決できない問題ばかりです。このまま放っておけば家族会には魅力がなくなり解散の恐れが出てきます。

家族会は精神障害者とその家族が希望をもち元気で生きてゆける社会を築くためになくてはならない機関です。先頭に立って道を切り拓く使命があります。そのような社会は、弱い立場にある多くの人々も安心して生きてゆける社会です。

このことから東京つくし会では、行政と社会には「家族会」に対して事務所の設置とパート職員雇用に対するいっそう手厚い助成を行う責務があると考えます。この責務が社会の共通認識となるよう、運動を進めます。

既に全国精神保健福祉会連合会には取り組みを要望しましたし、自らも東京都に対して求めてゆくことにしています。区市町村にも働きかけが必要です。その前に、まず家族会自身が、正当な権利意識を待たなければならないと考えています。



## 都議会政党ヒアリングに参加して

都連副会長 小笠原勝二

東京つくし会の対都要望、「精神障がいを持つ当事者と家族に関する要望書」、は7月20日(水)に提出し、都のご担当者に要望の意図などの説明を行いました。このことは、すでに「8月度つくしだより、No. 254」でご報告させていただいております。これに引き続き、9月6日(火)、この要望書について都議会政党(共産党、公明党、民主党の順)からヒアリングを受ける機会があり、都連会長および都連理事が都議会棟を訪れ、各政党に説明および要望をしてきましたのでその懇談概要を報告いたします。

1. 最近の総合的な精神保健医療福祉施策の現状を説明し、議会としても精神障害者およびその家族にたいする総合的な支援策の検討をお願いしました。
  - 1) 3障害一元化が叫ばれているが、実態として身体、知的障害に比較しても遅れている精神障害者の保健、医療、福祉の分野での底上げの必要性が総合福祉法の制定の動きの中で大きく取り上げられていること
  - 2) 先の7月6日に厚生労働省の発表のように精神疾患が5大疾病に組み入れられたことにより、今後は行政として地域医療計画が作成されることとなります。医療充実のためには、併せて精神保健の充実が必須であることを訴えていくことが必要
  - 3) 精神障害者およびその家族に辛苦を舐めさせている保護者制度を撤廃して、新たな支援策を構築することが検討されていること
2. 都として早急に解決して欲しいこととして、次のようなことを説明および要望をしてきました。
  - 1) 当事者の所得保障はぜひ考えていただきたい。都の単独事業である福祉手当、医療費助成が今もって支給されていない現状はぜひ変えてほしい
  - 2) 当事者およびその家族を地域で支えることの必要性、重要性を具体的に、地域の現状を整理し改善策を考えてほしい。特に地域の保健所の機能をさらに充実し、地域に根差した支援を行ってほしい
  - 3) 当事者、家族の支援体制としてアウトリーチによる支援の予算がついています。この場合、訪問医療サービスにより地域での生活がうまくできるような疾患の早期発見、早期支援が可能になるようなシステムの構築をしてほしい
  - 4) また医療受診の保障として、精神疾患を抱えていても平等に受けられ入院できるようにしてほしい。特に救急移送制度の確立をお願いしたい。
  - 5) 学校での精神疾患についての正しい教育による啓発をおこなって、重篤化を防げるようにしてほしい

各議員さんも熱心に聞いてくれ、3障害の一元化、内科および精神科の連携、教員とスクールソーシャルワーカーの連携などについて質問もできました。また都の地方精神保健福祉審議会(地精審)の審議を傍聴している議員もおられ、今後に期待の持てるヒアリングとなりました。



## 「心身障害者福祉手当の支給」に向けた取り組みと実現への4年間

杉並家族会 島本禎子

今年(2011)4月から杉並区では精神保健福祉手帳保持者1級(164名)のみに月当たり5,000円ではありますが、私たちの長年の悲願であった「心身障害者福祉手当の支給」が始まっております。

毎年決まったように要望事項として出してきたこの手当での要望が「署名運動」、「請願」という、より明確な実現に向けた活動になったのは“3障害が一元化されて”と謳われた自立支援法施行がきっかけです。前年から要請活動や他の地方自治体での手当支給の情報収集など、それまでより積極的に始められていたものが、家族会40周年事業を間近にした2008年春、幹事会でこの取り組みについて論議し具体的な活動に入りました。

この手当が以前から身体・知的障がい者の都の支給該当でない人々に対しても杉並区独自で支給(11,500円)されている点に着目し、区議全会派や区(長)への訪問と話し合いを重ねました。その末、署名された全会派の請願書を区議会議長に提出するに至るには、そこまでの過程をきちんと踏んで進む、誠意と知恵が必要とされました。

もう一方で私たちが大事にし、かつ時間と労力を使ったのは署名運動でした。この運動の趣旨説明と署名記入を願いながら幹事が区内全地域を分担し合い、日頃参加の足が遠のいている会員も含めて全会員(一部は区外の方)に、直接お宅を訪ねたり電話をしたりしたのです。近況の中から不安なこと直面している問題などを聞き、ますますこの運動を実現に!の気持ちが高まる一方でした。この署名活動は、ほかに区内全作業所、地域の商店、友人、近隣家族会からの協力を得て、そして区その他障害者団体や関係機関の皆さんからの理解と支援も心強い大きな力になりました。

しかし請願と署名簿総計2,965筆を提出して2ヶ月後2008年11月の区議会の結果は「継続審議」だったのです。

幸い2010年7月、区長改選で「福祉」をマニフェストに入れていた田中新区長の誕生が私たちのこれまでの活動の布石に福音をもたらしました。支給対象者の幅や額など、まだまだ要望を続ける必要が残るものですが、杉並区心身障害者福祉手当の条例の項が一部改正され精神障がい者が加えられたことは貴重な第一歩だと言えます。

私たちは春の地方統一選挙後初めて、残暑の厳しい中議員・会派へ引き続き内容を広げた要請行動を展開し始めました。都内の他の家族会でも健闘され要望の実現できる日の到来を願わずにいられません。



## 家族会とインターネット

新宿フレンズ会長 岡寄 清二

### 新宿フレンズとインターネット

新宿フレンズがインターネットと関わりを持ったのは1999年11月です。12年もの経過があります。それは、私が当時まだインターネットが始まって間もない頃だったと思いますが、仕事柄マルチメディアの技術をある程度知っていたことに由来します。興味半分で始めたものが、まだ精神障害者家族会の分野ではホームページを作っている家族会はほとんどありませんでしたから、検索ページで「家族会」のキーワードで引けば、必ずトップに位置することができました。そんなことで、新宿家族会(現在新宿フレンズ)にはインターネットを見てフレンド、つまり会員が集まるようになったのです。

いまやインターネットのスキルと言ったら様々なことができるようになりました。もう、私のスキルでは到底及びもつきません。古いスキルのまま続けているのが現状です。

そして、インターネットと合わせてメール機能も大いに家族会の運営に役立っています。役員全員がメール（一部携帯）を使って連絡を取り合っております。また、連絡文書等もすべてメールでやり取りしております。例えば、講演録のテープ起こし作業も私がマイクロレコーダーで録音したものを、ウィンドウズのWMAという信号に変換して、ファイル転送で担当者に送ります。担当者はそれをパソコンで立ち上げてスピーカーから出る音でテープ起こしを行い、Word等で書き起こします。それをメールで校正担当に、校正担当は校正後講演者にやはりメールを使って送ります。講演者から返ってきた文書を再び校正し、編集担当に回すということをやっています。

### 誰でもできるインターネット

では、そのようなスキルがどうすればできるのか。紙面の関係で詳しくは述べられませんので、まず、パソコンを1台用意してください。それからプロバイダというインターネットへ接続するための会社を選び「インターネットを始めたい」と連絡します。会社によっては自宅まで来てサービスする会社がありますから、そういう会社を選びます。そして、その会社の人に使い方までをよく教えてもらいます。さらに、故障したらすぐに来てもらうように約束しておきましょう。また、メール機能も同時に教えてもらってください。費用は大体1か月3000前後（電話代別）と見ておけばいいでしょう。パソコンは使えば使うほど慣れて来て、応用がきき、スキルも上達してきます。

インターネットと聞いて即私には関係ない、と顔を背ける人もいます。しかし、その便利さ、情報の多さを知るともうそんなことは言っていられないでしょう。特に精神に関して調べようとするれば家族の情報から精神科医の論文に至るまで、あらゆる情報があります。こうした情報を知ると知らないとは患者さんへの手の差し伸べ方にも当然違いが出て来ます。精神障害者家族と言えば、もはやインターネットのスキルを持たなければならない、とまでいえるのではないのでしょうか。



### ◇平成 23 年度 賛助会加入状況

(H23年9月30日現在)

診療所	北小岩診療所	3,000 円
	幸仁クリニック	3,000 円
	石川クリニック	3,000 円
平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日までの累計：195,000 円 (個人 1 口：2,000 円、団体 1 口：5,000 円、診療所 1 口：3,000 円、 病院 1 口：5,000 円)		
個人	17,5 口 × 2,000 円	= 35,000 円
団体	6 口 × 5,000 円	= 30,000 円
病院	3 口 × 5,000 円	= 15,000 円
診療所	38 口 × 3,000 円 + 1,000 円	= 115,000 円

\*ご協力ありがとうございます。



編集後記・・・ひよんな機会で県外の家族会から、精神保健医療福祉に関する種々の法律内容の関連性について質問がありました。「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が進めている「障害者総合福祉法」、そして現在ある「精神保健福祉法」、「障害者基本法」、「障害者自立支援法」・・・などは一般家族からはどのように関連しているか見え難いので、分かり易い解説書を作って欲しいとのこと。肝心の障害、障がいの混ぜ書きに始まって、なかなかの難問です。私の勉強も兼ねて何とか回答に応えたいと思っておりますが・・・。(都連副会長 小笠原勝二)